環境学習講演「南予の未来を拓く環境活動」

グリーンコンシューマーおおず（GCO）では、海の中から見えてくる環境問題についての講演会を開催します。ぜひご来場ください。

【日時】10月29日㈰　13：30～15：30
【場所】大洲市総合福祉センター
　４階多目的ホール
【参加費】無料
【講師】
愛媛ダイビングセンター
(一社)地方創生機構
代表理事 中岡惠司（けいじ）さん

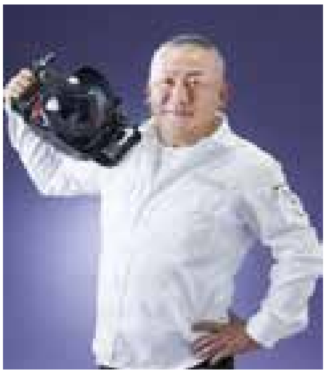

【問い合わせ先】
グリーンコンシューマーおおず事務局（二宮）
☎090（4781）7934

肱川クリーンフェスタを開催します

世界中で問題となっている海洋ごみは、約７割から８割が内陸部から河川などを経由して発生していると言われています。この問題について知り、考えるためのイベントと、肱川から海へ広がるごみを減らすために例年行っている肱川流域の一斉清掃を同時開催します。

当日は河川清掃を行った後、海洋ごみについて考える景品付きクイズ大会や展示コーナー、水中ドローンの操作体験、キッチンカー、キッズダンスなど楽しめる催しがたくさんありますので、みなさんぜひお越しください。

【日時】10月22日㈰　※小雨決行
　8：30 受付開始
　9：00 清掃開始
　10：30 イベント開始
【場所】肱川緑地公園

【問い合わせ先】
環境生活課環境政策係
☎0893（57）9966

市ホームページ

科学体験フェスティバルを開催します

自然の不思議さ、科学のおもしろさを子供たちに体験してもらうため、第25回科学体験フェスティバルin大洲を開催します。

さまざまな科学体験や工作ができる楽しいブースがたくさんあります。また、サブ会場の「長高水族館」での生物ふれあい体験や「体験フェスティバルin交流の家」も同時開催されます。みなさんのご来場をお待ちしています。

【開催日】10月21日㈯
メイン会場
【場所】国立大洲青少年交流の家
【時間】10：00～15：30 ※入場は15：00まで
【駐車場】国立大洲青少年交流の家グラウンド
【参加申し込み】不要

市ホームページ

サブ会場
【場所】長高水族館（長浜高等学校）
【時間】11：00～15：00
【駐車場】長浜高等学校
【参加申し込み】事前Ｗｅｂ予約制
　(受付開始10月14日㈯8：00)
※感染症などの影響により変更となる場合があるため、詳しくは学校ホームページでご確認ください。

長浜高校ホームページ

Web予約

【問い合わせ先】
中央公民館（教育委員会 生涯学習課内）
☎0893（57）9994

サイクリングイベント「神南山アドベンチャーhillclimb（ヒルクライム）2023」

　アウトドアスポーツ振興と地域の活性化を主な目的にサイクリングイベント「神南山アドベンチャーhillclimb2023」を開催します。
　新谷地域および神南山を会場としてオフロードコースでタイムトライアルを行います。
　神南山の雄大な自然を感じることができるイベントです。ぜひ奮ってご参加ください。

【日時】11月12日㈰　8：00受付開始
【定員】50名　18歳以上
【表彰】タイムトライアル上位３名(男女それぞれ)
　　　　優勝トロフィー、銀メダル、銅メダル
【申し込み方法】
　スポーツエントリーホームページから申し込んでください。
【申込期限】10月７日㈯まで

【問い合わせ先】
大洲市サイクリング協会事務局
(観光まちづくり課内)
☎0893(24)1717

スポーツエントリー

えひめＹＯＳＡＫＯＩ祭り2023開催

　今年も県内外からたくさんの踊り子が集まり、華やかな衣装で鳴子を鳴らし舞い踊ります。
【日時】10月22日㈰ 13：00～18：00
【場所】
ステージ：肱川緑地肱南ピクニックランド
練り踊り：本町１丁目、中町１丁目

えひめYOSAKOI
振興会ホームページ

【問い合わせ先】
えひめＹＯＳＡＫＯＩ祭り振興会（中村）
☎090(5142)6740

　市内を中心に企業が一堂に集まり、大洲のええモン・うまいモンなど自慢の商品の販売や事業内容の展示PRを行う「大洲産業フェスタ」を開催します。お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。
【日時】10月９日（月・祝日）9：00～15：30
　　　　※雨天決行。荒天時は中止。
【場所】たいき産直市「愛たい菜」駐車場
【駐車場】
①城戸運送㈲ 東大洲事業所敷地 駐車場
　(旧パナソニック工場跡地　東大洲1220-1)
②ダイナム第２駐車場
③JA愛媛たいき本所駐車場
※無料シャトルバス（市バス）を「駐車場①から大洲インター口(宇和島バス停)」間で運行します。

【開催イベント】
ハッシュタグキャンペーン「#大洲産業フェスタ」
会場での商品や食べ物、体験活動などを撮影し、インスタグラムやX（旧ツイッター）で、「#大洲産業フェスタ」を付けて発信してください。投稿者の中から後日抽選で、特産品をプレゼントします。
大洲産業フェスタ博士を目指せ（スタンプラリー）
出展ブースでクイズや体験、買物などをしてスタンプの数をクリアすると、認定証と後日抽選で、特産品をプレゼントします。(来場者全員対象)
来場者アンケート
二次元コードや紙アンケート調査の回答者の中から後日抽選で、特産品をプレゼントします。
働く車両の試乗体験コーナー
パトカー、トラック、松エミニ電車など（予定）

【問い合わせ先】
商工産業課　☎0893(24)1722

市ホームページ

きらめき
ニュース
シリーズ
お知らせ
情報ひろば
図書館
未来を拓く
保健センター
相談・救急

特別展「中江藤樹と川田雄琴～藤樹学振興と川田家～」開催中

大洲市立博物館では、現在「中江藤樹と川田雄琴～藤樹学振興と川田家～」をテーマに、特別展を開催しています。

【会期】令和６年１月14日㈰まで
【場所】博物館４階展示室
【時間】9：00～17：00
【休館日】毎週月曜日（祝日と重なる場合は翌平日）

博物館
ホームページ

江戸時代、各大名家では儒学者を江戸藩邸に招いて講義を受けるほか、家臣として召し抱え藩の教学推進を図りました。

大洲藩では、江戸時代前期、陽明学者中江藤樹に学ぶ家臣が多く出ましたが、江戸時代中期になると崎門学派（山崎闇斎が提唱した学問）三宅尚斎の弟子石王塞軒を大洲へ招くなど、藤樹学の流れは衰退していくこととなりました。そうした流れの中、陽明学者三輪執斎に傾倒した５代藩主加藤泰温は、広く家臣に陽明学を学ばせるため、享保17年（1732）執斎の高弟であった川田雄琴を藩の儒官（公務で儒学を教える人）に迎えました。それ以降、川田家は寛政９年（1797）の役替えになるまでの約65年間、４代にわたり大洲藩において陽明学を教えました。

特別展では、中江藤樹を慕い、藩内において藤樹学の回帰を図ろうとした川田雄琴を中心に、歴代藩の儒官を努めた川田家や大洲藩の教学の変化について紹介しています。

王陽明画像

谷文晁筆「中江藤樹画像」

豫洲大洲好人録

【問い合わせ先】
大洲市立博物館　☎0893(24)4107

桝山教育振興会の令和６年度助成事業を募集します

公益財団法人桝山教育振興会は、故 桝山健三氏が郷土大洲の発展に役立ちたいという思いから、私財を投じ、関係者の協力により昭和56年に財団法人（平成24年からは公益財団法人）として設立されました。財団では、市内の児童生徒や青少年の健全育成に寄与するため、教育・文化・スポーツなど、豊かな人間性を育成することを目的とする事業に対して助成を行っています。

令和６年度の助成事業を募集しますので、希望する場合は、問い合わせの上、応募してください。

【応募資格】
大洲市内の児童生徒または青少年を対象に、次に掲げる教育・文化・スポーツなどを行う教育関係機関および団体
①文化および芸術の振興
②教育・スポーツなどの推進
③児童生徒または青少年の健全育成
④地域社会の健全な発展
⑤その他公益の目的を達成するために必要な事業

【助成金額（年間）】
提出された事業計画・内容について審査して決定します。

【応募方法】
所定の事業計画書など、必要書類を提出してください。

【募集期間】
令和５年10月２日㈪～11月30日㈭（必着）

【審査結果の通知】
令和６年３月末頃、応募者あてに通知します。なお、諸般の事情により助成できない場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】
〒795-8502　大洲市大洲737番地
愛媛県立大洲高等学校内
公益財団法人桝山教育振興会事務局
☎0893(23)4534
FAX0893(23)4708

大洲市指定文化財を新たに指定しました

大洲市教育委員会では、令和５年６月26日(月)に大洲市指定文化財を新たに３件指定し、１件を附指定（既存の文化財の付属物として追加指定すること）しました。これにより市指定文化財の総数は186件となりました。

①無形民俗文化財「八幡神社の祭礼行事とお成り」

［八幡神社（阿蔵）で毎年11月に行われる「お成り」を中心とした祭礼行事］

城下町を巡幸する通称「お成り」は、江戸時代中期に行列の形態が整えられ、他の地域の要素を取り入れることなく、大洲地域独自の祭礼行列として発展、確立したものです。

また、祭礼の表示物として掲げられる「オハケ」や、神事において供される神饌（神様に捧げる食事）などにも地域的特徴が見られます。

南予地方だけでなく県内においても、他に例を見ない独自性の強い祭礼行事として高い価値を有するものです。

神事で供される神饌

②有形民俗文化財「八幡神社秋祭りの神幸道具」

［八幡神社のお成りで使用される道具類］

通常、祭礼で使用される道具類は長年の使用によって作り直されることが多い中、八幡神社のものは江戸時代中期に整備された形態がよく残存しています。道具類は大矛、小矛、御楯、御旗、鳳輦（神輿）などで、記された銘文から制作や修復の年代が明らかで、かつ今でも現役で使用されていることは、県内の他の祭礼道具の中でも稀少な事例であり、祭礼に関する民俗資料として高い価値を有するものです。

「お成り」で使用される大矛、御楯、御旗、鳳輦などの神幸道具

「お成り」

③有形文化財（古文書）「八幡神社文書」

［八幡神社で保存されてきた5,410点にも及ぶ大量の文書群］

慶長６年（1601）の文書をはじめとして、江戸から昭和期に至る祭礼に関する文書が連続的に残存しており、祭礼や神事のほか御神幸行列の巡路などの変遷を詳細に辿ることができます。

また、藩と八幡神社の関係を読み取ることもできるなど、歴史的に極めて高い価値を有するものです。

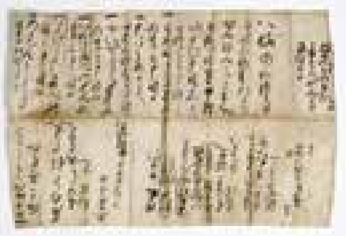

慶長６年の文書

④有形文化財（建造物）「旧松井家住宅主屋」

［令和２年の保存修理工事で発見された「祝詞」］

旧松井家住宅主屋は建造物として市の有形文化財に指定されていますが、今回発見された祝詞を附として追加指定したものです。

この祝詞は上棟式の際に奏上されたもので、大正15年10月18日の日付のほか施主や大工棟梁の名前が記されるなど、棟札が発見されていない旧松井家住宅においては建物の履歴が分かる貴重な資料です。

追加指定になった祝詞

【問い合わせ先】

文化スポーツ課文化振興係 ☎0893(57)9993

きらめき
ニュース
シリーズ
お知らせ
情報ひろば
図書館
未来を拓く
保健センター
相談・救急

10月は「食品ロス削減月間」です

令和元年10月に「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められました。

大洲市では、食品ロス削減の取り組みを普及促進するため、さまざまな情報を発信しています。

食品ロスの状況

まだ食べることができたのに捨てられてしまった食品・食材のことを「食品ロス」といいます。

▷食品ロス量は年間523万トン（令和３年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約440万トン）の1.2倍

▷毎日大型（10トン）トラック約1,433台分を廃棄

▷年間１人当たりの食品ロス量は42kg→毎日おにぎり１個分（114g）の食べ物を捨てている計算

家庭だけでなく、買い物や外食の場面でも「食品ロス」を減らすことができます。日頃から、「もったいない」という意識と、ちょっとした心掛けで「食品ロス」を減らしていきましょう。

てまえどり運動をしましょう

「てまえどり運動」では、市内のスーパーやコンビニ、ドラッグストアなどの陳列棚に置いてある商品を手前から取ることで食品ロスの削減につなげようとするものです。

「食品ロス削減月間」をきっかけに「てまえどり運動」を実施しましょう。

資料　消費者庁より

＜写真提供：フランチャイズチェーン協会＞

「おいしい食べきり運動推進店」を利用しましょう

外食産業から排出される食べ残しなどによる食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取り組みを実践する飲食店・宿泊施設を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取り組みを広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図ることとしています。

食品ロスの削減に尽力している登録店の積極的なご利用をお願いします。

また、引き続き飲食店や宿泊施設などを経営している人の登録をお待ちしています。

登録の条件や方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

「おいしい食べきり運動推進店」一覧

店　舗　名	住　　所	電話番号
河辺ふるさとの宿	河辺町三嶋134	0893(39)2123
ビストロ サンマルシェ	東大洲1048番3	0893(25)0881
大洲市交流促進センター鹿野川荘	肱川町宇和川588-1	0893(34)2000
食空間 穂の里	西大洲942-5	0893(23)1988
おうちごはん おりおん	春賀742	090(7574)0464
第八さつき丸	東大洲1703番地オズメッセ21内	0893(59)4567

残さず食べよう！ 3010（さんまるいちまる）運動

3010（さんまるいちまる）運動とは

飲食店などでの会食や宴会のときに、乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席で食事し、食べ残しを減らそうとする運動です。

食べ残しをなくすため、「もったいない」を心掛け、みんなで楽しく「3010運動」に取り組みましょう。

また、会食や宴会での食べ残しだけでなく、家庭でも食材は必要な分だけ購入し、作りすぎない、残り物も他の料理に活用するなど、食品が無駄にならないように心掛けましょう。

生ごみに含まれる水分は多いため、生ごみを焼却するためには多くの燃料が必要となります。地球環境のためにも生ごみ削減にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

環境生活課生活衛生係　☎0893(57)9966

10月１日㈰は「浄化槽の日」です　浄化槽 きれいな水を 次世代へ（第37回「浄化槽の日」標語）

「浄化槽の日」は、浄化槽による生活環境の保全と公衆衛生の向上を促進するため昭和62年に制定されました。この機会にみなさんも浄化槽について考えてみませんか。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレや台所などから発生する生活排水を微生物の働きで分解し、きれいな水をつくる設備です。

生活排水を浄化してから流さないと、川や海などの自然環境の汚染が進み、私たちの生活環境にも影響を及ぼすため、浄化槽は大切な設備といえます。

浄化槽の設置

浄化槽は、市内で公共下水道のないところに設置します。公共下水道が整備された区域は公共下水道を使わなければならないことが、下水道法で決まっているためです。

新たに浄化槽を設置するときは、愛媛県浄化槽協会の指導を受けて、環境生活課へ「浄化槽設置届」を提出してください。

浄化槽の設置補助金

市では住宅に浄化槽を設置するとき、設置にかかる費用の一部を補助しています。

浄化槽の維持管理

浄化槽は、設置後も効果を維持するために次のことが義務付けられています。

〈保守点検〉

微生物の働きが弱まることのないよう槽内の環境を点検し、稼働状況や清掃の時期を診断したり、消毒剤の補充などの措置を行ったりします。

〈清掃〉

浄化槽の底には汚泥と呼ばれる堆積物が溜まります。汚泥は年に１回程度くみ取る必要があります。

〈法定検査〉

浄化槽の効果が損なわれていないか、きちんと保守点検と清掃を行っているかなどを愛媛県浄化槽協会が検査します。

【問い合わせ先】

▷浄化槽の設置に関すること
環境生活課環境政策係
☎0893(57)9966
愛媛県浄化槽協会大洲喜多支部
☎0893(24)7199

市ホームページ
浄化槽設置補助金

▷浄化槽の設置補助金に関すること
上下水道課管理係　☎0893(24)1720

生ごみ処理容器などの購入費の一部を助成しています

みなさんは、家庭から出る生ごみをどのように処理していますか？

市では、ごみの減量化対策の一環として、「生ごみ処理容器」または「電気式生ごみ処理機」を購入する人に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。生ごみ処理容器などを使って、生ごみの減量・リサイクルをしませんか。

生ごみの重量を減らすことで燃えるごみの袋が軽くなり、ごみ出しが楽になります！

【補助要件】

市内に住所を有し、現に居住している人が対象です。

【申請方法】

購入を希望する人は、市内の指定販売登録店で購入の相談をしてください。登録店は市ホームページで確認できます。

【補助内容】

生ごみ処理容器（コンポスト）

▷一世帯５年間で２基まで
▷購入価格の２分の１（限度額２千円）

電気式生ごみ処理機

▷一世帯５年間で１基まで
▷購入価格の２分の１（限度額２万円）

【問い合わせ先】

環境生活課生活衛生係
☎0893(57)9966
長浜支所　☎0893(52)1111
肱川支所　☎0893(34)2311
河辺支所　☎0893(39)2111

市ホームページ

賞金10万円！ えひめ産業振興財団　愛称募集

「公益財団法人えひめ産業振興財団」の愛称を募集します。

優秀賞作品に選ばれた人には賞金10万円。詳しい募集要項は専用Webサイトをご覧ください。

【対象者】
愛媛県在住の人（愛媛県庁およびえひめ産業振興財団の関係者を除く）

【申し込み方法】
募集要項を確認の上、応募フォームまたは応募用紙に必要事項を明記して、メール、ファックス、郵送、持参のいずれかで提出してください。

【申込期限】
10月20日㈮17：00必着

専用Webサイト

【申し込み・問い合わせ先】
〒791-1101　松山市久米窪田町337番地１
公益財団法人えひめ産業振興財団　総務調整課
☎089(960)1100
FAX089(960)1105
メール aisho-zaidan@ehime-iinet.or.jp

2023年 漁業センサスを実施します

この調査は、日本の漁業生産構造、就業構造などの実態と変化を把握することを目的として、統計法に基づき５年ごとに全国一斉調査を実施しています。

【調査対象】水産業を行っている世帯や法人
【調査時期】10月下旬（調査基準日は11月１日）
調査対象世帯には、県から任命された調査員が電話や訪問で調査の依頼に伺います。なお、インターネットを活用したオンラインでの回答が可能です。

漁業の現状を知り、将来を考えるための大切な調査です。ご回答をお願いします。

漁業センサス

【問い合わせ先】
企画情報課情報統計係
☎0893(24)1738

市ホームページ

こんなに便利！マイナンバーカード

マイナンバーカードの利活用シーンは拡大していて、さまざまなサービスに利用できます。

キャッシュカードのように持ち歩いても問題ありません。ただし、なくさないようにご注意を！

身分証明書としての利用
顔写真付きなので本人確認書類になります。行政手続きなどでマイナンバーの提示が必要なときに１枚で済みます。

健康保険証としての利用
健康保険証として利用でき、オンラインで資格確認ができます。

コンビニ交付サービス
マルチコピー機のあるコンビニエンスストアで、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できます。

書かない窓口
市役所本庁や各支所窓口で各種証明書を取得するときにマイナンバーカードを持参すると、請求書を書かずに証明書を取得することができます。

引越し手続きオンラインサービス
市外へ引越しするときの手続き（転出届）がオンラインで届け出できます。

マイナポータル
子育てや介護などの行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

新型コロナワクチン接種証明書
電子版はスマホ上で接種証明書の申請・発行ができます。

スマホ用電子証明書搭載サービス
アンドロイド端末を対象に、スマートフォン用の電子証明書を搭載することができます。

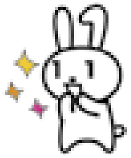

確定申告（e-Tax）
マイナンバーカード方式による申告が可能になります。

【申請・問い合わせ先】
市民課マイナンバーカード係
☎0893(24)1710

市ホームページ

10月16日㈪～22日㈰は行政相談週間

総務省では、行政相談制度の利用を促進するため、10月16日㈪から22日㈰までの１週間を「行政相談週間」と定めて各種行事を行っています。
市でも、行政相談委員が行政相談所を開設し、国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望をお聞きしています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【相談内容】
道路、河川、社会福祉、生活衛生、窓口サービスなどに関すること
※各地域の開設日時と場所は、広報おおずの各種相談ガイドのページをご覧ください。

行政相談のマスコット
キクーン

【問い合わせ先】
愛媛行政監視行政相談センター
電話相談窓口　☎089(921)1100
総務課行政係　☎0893(24)1724

市ホームページ

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

運動期間　10月１日㈰～11月30日㈭
麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグなどの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因にもなります。SNSなどでは大麻に関する誤った情報の流布や大麻の密売をもちかけるような投稿も多い状況です。薬物乱用の危険性を認識し、薬物乱用拡大を防止しましょう。

薬物相談

施設名	曜日・時間	電話番号
八幡浜保健所	月曜日 13:00～15:00	0894(22)4111 内線278
愛媛県心と体の健康センター	月～金曜日 8:30～17:15	089(911)3880

危険ドラッグ相談

施設名	曜日・時間	電話番号
八幡浜保健所	月～金曜日 8:30～17:15	0894(22)4111 内線278
愛媛県庁 薬務衛生課	月～金曜日 8:30～17:15	089(912)2393

【問い合わせ先】
愛媛県薬務衛生課麻薬毒劇物係 ☎089(912)2393

10月は「臓器移植普及推進月間」です

推進月間標語
「いのちへの優しさとおもいやり」(全国共通)
「あなたのやさしさとおもいやりをかたちに」(愛媛県)

臓器移植は、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、臓器提供者はもとより広く社会の理解と支援があって成り立つ医療です。
平成９年に「臓器の移植に関する法律」が施行されて以来、臓器移植の実績を積み重ねてきていますが、移植の機会を待っている患者の数に比べ圧倒的に臓器提供数が少ない状況です。
臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、より多くの人が臓器移植に対する理解を深め、臓器移植に関する意思表示をすることなどが不可欠です。

【問い合わせ先】
愛媛県医療対策課医療機関係
☎089(912)2384

10月17日㈫から10月23日㈪は「薬と健康の週間」です

お薬を使用する際には次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

▷使用する前に薬の添付文書をよく読みましょう
　読んだ後も大切に保管しておきましょう
▷用法・用量・服用時間を守りましょう
　食前：食事のおよそ30分前
　食後：食事のおよそ30分後
　食間：食事と食事の間（食事のおよそ２時間後）
▷薬の形（剤形）に合った服用方法を守りましょう
▷薬の飲み合わせ（相互作用）に注意しましょう
▷高齢者の薬の使用には特に注意しましょう
▷薬は正しく保管しましょう
　子供の手の届かない所に保管しましょう
▷古い薬の使用はやめましょう

【問い合わせ先】
愛媛県薬務衛生課薬事係
☎089(912)2391

衆議院議員選挙（小選挙区）の区割りが変わります

次の衆議院議員総選挙から、愛媛県内の小選挙区が再編され、大洲市は第４区から第３区に変わります。

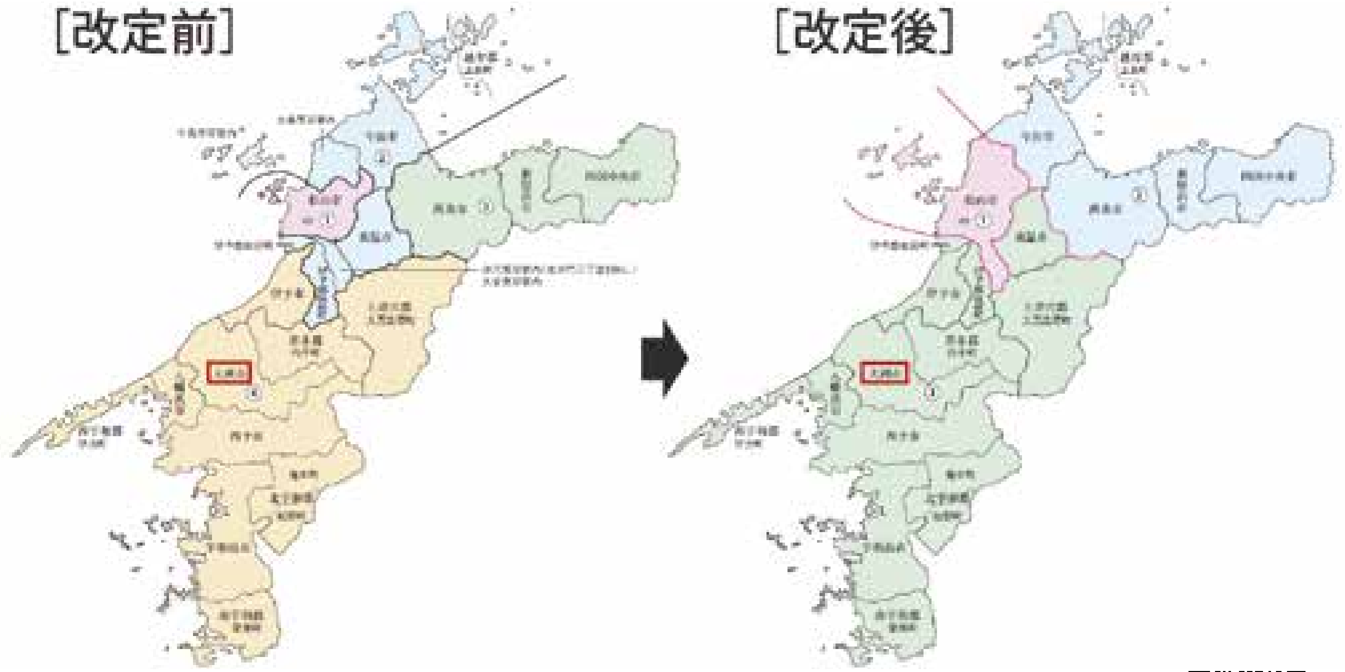

【問い合わせ先】
選挙管理委員会
☎0893(24)1723

市ホームページ

ガス器具による火災や事故を防ぎましょう

ガス器具は、生活する上でなくてはならないものです。しかし、取り扱いを間違えれば火災など大惨事になる場合があるため、危険を認識しておく必要があります。

ガス器具の正しい使用方法と管理方法を知り、火災や事故を防ぎましょう。

家庭で使用するガス器具

ガスコンロ、ガス暖房機、ガス温水式床暖房、ガス給湯器、浴室暖房乾燥機　など

ガス器具の正しい取り付け方

①ガスコンロやガスストーブは、壁や柱から離して使用する。
②ガス漏れを防ぐため、ゴムホースは器具との接続部分を確実に締め付け、ひび割れや劣化がないよう定期的に点検する。

ガス器具の正しい取り扱い

①ガス器具を点火したときは、火がついたか必ず確かめる。
②鍋を火にかけたら目を離さない。
③コンロの周辺は整理整頓をし、火が燃え移らないようにする。
④煮こぼれや、食品かす、グリルなどの油汚れによる火災を防ぐため、日頃から適度な清掃に努める。

ガス漏れに気が付いたときの注意点

①ガス漏れなどの異常に気が付いたときは、ガス栓を閉め、窓を開けて空気の入れ替えを行う。
②ガス機器を使用中に地震が発生した場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まった後にガスを消しガス栓を閉める。

【問い合わせ先】
大洲消防署本署　☎0893(24)0119
長浜支署　☎0893(52)0119
川上支署　☎0893(34)2851

大洲地区広域消防事務組合ホームページ